

伊丹市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立公民館条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市立公民館に利用料金制度を導入するため。

伊丹市立公民館条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市立公民館条例（昭和４８年伊丹市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１０条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表に定める使用料を」を「施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、別表に掲げる額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額を、指定管理者に」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 教育委員会は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

第１１条及び第１２条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第１１条 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第１２条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、その全部または一部を還付することができる。

第１９条第２号中「、第９条」を「から第１２条まで」に改める。第２０条に次の２項を加える。

２ 前項の規定により教育委員会が公民館の管理を行うときは、第１０条の規定にかかわらず、使用者は、別表に掲げる額を超えない範囲内において教育委員会が定める額を使用料として市に納付しなければならない。

３ 第１１条および第１２条の規定は、前項の場合について準用する。

別表備考１中「使用料の額は、この表に定める使用料」を「利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金」に改め、同表備考２中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考３中「使

用料」を「利用料金の限度額」に改め，同表備考5中「使用料」を「利用料金の算定方法」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市立公民館条例第10条から第12条まで及び別表の規定は，この条例の施行の日以後に施設の使用の許可を受けた者について適用し，同日前に施設の使用の許可を受けた者については，なお従前の例による。